

# 戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて

令和2年5月21日公表

## 日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘されていた事例について

- 令和元年9月に、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、日本人でない遺骨が収集されていた可能性が指摘された埋葬地について公表（ロシアの9事例）。
- これらの事例について令和元年10月に、外部の有識者で構成される
  - ・ 日本人の遺骨ではない可能性が指摘された後の担当部局の対応について調査・評価するための「調査チーム」
  - ・ 今後の遺骨収集の作業手順のあり方についての検討や、日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を受けた事例について日本人の遺骨である可能性の確認等を行うための「専門技術チーム」を戦没者遺骨収集推進法の附帯決議を受け設置された有識者会議（※）の下に設置し、検討結果を有識者会議に報告することとした。

※ 「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」（令和2年4月より「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」に名称変更）

## 有識者会議での指摘と提言について

### 【調査チームからの報告（令和元年12月23日）】

- ・ 担当部署内の問題点についての検討体制の欠如や、情報共有や引継ぎの欠如等を指摘
- ・ 科学的所見への適切な対応、引継ぎ・情報共有の徹底、積極的な情報公開、チェック体制の構築等を行うべきとの提言

### 【専門技術チームからの報告（令和2年3月25日）】

- ・ 指摘を受けたロシアの9埋葬地のうち、7埋葬地が日本人を主体とした埋葬地でないとの鑑定結果
- ・ 科学的鑑定を終えるまでは焼骨を行わないことなど、今後の遺骨收容・鑑定の具体的なプロセスや、收容・鑑定体制の強化等についての提言

### 【有識者会議からの意見（令和2年5月14日）】

- ・ 両チームからの報告を踏まえ、有識者会議としての意見をとりまとめ

有識者会議からの意見等を踏まえ、遺骨収集事業のガバナンスの強化等を  
図るとともに、收容・鑑定のあり方を見直し、科学的所見への適切な対応を行う。

## 見直しの具体的内容

### ○ ガバナンスの強化(情報共有・管理体制の整備)、情報公開

- ・ 遺骨収集事業全般に関し外部有識者の意見をいただく場として、有識者会議の名称を「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」に変更し、役割を明確化。
- ・ 有識者会議への定期的な事業実施状況及びネガティブ情報の報告
- ・ 進捗管理の徹底のため、社会・援護局に担当審議官を長とする「遺骨収集事業統括チーム」を設置
- ・ 偶発事象に適切に対応するためのコンティンジェンシープランの策定
- ・ 適切な引継及び情報共有の実施、インシデント・アクシデントレポートの作成
- ・ DNA鑑定人会議の詳細な議事要旨を公表するなどの積極的な情報公開

### ○ 収容・鑑定のあり方の見直し(科学的所見への適切な対応)

遺骨収集事業は、遺族の心情を第一に考えるとともに、専門的な知見を踏まえ進めることが重要。

具体的には以下のように実施。

- ・ 埋葬状況等について必ず写真撮影を行うなど、判断の根拠となる情報を詳細に記録。
- ・ 日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体(遺骨の一部)を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管。(これまでと異なり、科学的鑑定を終えるまで焼骨を行わない。)
- ・ 検体のDNA分析等を行い、専門家による総合的な判断を実施。日本人の遺骨であると判定された場合に、検体以外の部位を現地で焼骨し、持ち帰る。

※ 遺骨鑑定人が遺骨の形質を見てどの部位か判断できない破片状の遺骨のみの場合は、DNAの抽出ができないため、現地で焼骨。

### ○ 上記見直しを実施するための体制の整備

上記見直しを厚生労働省が統一的に責任を持って実施するため、以下の体制整備等を行う。

- ・ 所属集団の鑑定を社会・援護局の事務として正式に位置付け
- ・ 戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンター(仮称)の設置 (令和2年度中の事実上の業務開始と令和3年度からの組織の設置を目指す。)
- ・ 遺骨の鑑定に関する外部の専門家の登用
- ・ DNA鑑定や遺骨収集に関する職員研修の実施・強化

# 戦没者遺骨収集事業及び事業実施 体制の抜本的な見直しについて

厚生労働省

令和2年5月21日

## 目次

はじめに .....	1
第1章 有識者会議での指摘と提言 .....	1
第1 調査チームからの報告（令和元年12月23日） .....	1
第2 専門技術チームからの報告（令和2年3月25日） .....	1
第3 有識者会議からの意見（令和2年5月14日） .....	2
第2章 見直しの具体的内容 .....	2
第1 ガバナンスの強化（情報共有・管理体制の整備）、情報公開 .....	2
第2 収容・鑑定のあり方の見直し（科学的所見への適切な対応） .....	4
第3 見直しを実施するための体制の整備 .....	7
おわりに .....	9

はじめに

遺骨収集事業において、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、長年に渡り適切な対応が行われてこなかった今回の事例を受け、令和元年10月、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の下に、「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」（以下「調査チーム」という。）及び「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」（以下「専門技術チーム」という。）を設置し、ご議論いただいた。

調査チームからは令和元年12月23日に、専門技術チームからは令和2年3月25日に有識者会議に検討結果をご報告いただき、令和2年5月14日、厚生労働省は、両チームからの報告を踏まえとりまとめられた、有識者会議としての意見をいただいた。そして今般、有識者会議からの意見を踏まえ、厚生労働省として、「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」をとりまとめた。

## 第1章 有識者会議での指摘と提言

### 第1 調査チームからの報告（令和元年12月23日）

調査チームにおいては、今回の事例に関して、担当部署内の問題点についての検討体制の欠如や、情報共有や引継ぎの欠如等について指摘があった。そして、DNA鑑定は、特定の遺族と遺骨のマッチングのためにあり、それ以外は追究しないという思い込みや、遺骨収集の手順を守っていれば十分という認識等の結果として、厚生労働省は専門家の見解を軽視した、という厳しい評価をいただいた。

また、事業の適正を確保するために担当部署が改善すべき点として、日本人かどうかの鑑定を適切に実施する体制の整備といった、科学的所見への適切な対応や、ネガティブ情報を含めた引継ぎ・情報共有の徹底等について提言をいただいた。

さらに、担当部署の自律的な対応に加え、厚生労働省として事業の適正を確保するため、DNA鑑定人会議での議論のうち、公表しても差し支えない議事について積極的な情報公開をすることや、担当部署以外で検証できるようなチェック体制の構築について検討すべきとの提言もいただいた。

### 第2 専門技術チームからの報告（令和2年3月25日）

専門技術チームにおいては、日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘されたロシアの9事例、フィリピンの10検体についてDNA鑑定を行った。ロシアの9事例については、7事例が日本人を主体とした埋葬地ではなく、2事例については、日本人の名簿登載者が含まれる埋葬地であったが、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入った埋葬地であり、フィリピンの10検体については、全てが日本人の可能性が低いとの鑑定結果を得た。

また、今後の遺骨の収容及び鑑定について、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管又は再埋葬することとし、科学的鑑定を終えるまでは焼骨を行わないこと等の提言をいただいた。

さらに、従来の形質鑑定やDNA鑑定による身元特定に加え、DNA鑑定による所属集団の判定を行うなど、多岐にわたるプロセスを科学的見地から整理し、進行管理できる一元的な組織体制の構築が必要であり、国はどのような組織体制が適切か検討すべきとの提言もいただいた。

### 第3 有識者会議からの意見（令和2年5月14日）

有識者会議においては、両チームからの報告を踏まえ、有識者会議としての意見を取りまとめていただいた。

その中で、厚生労働省への要望として、遺骨収容、遺骨鑑定とその結果に基づく対応、将来に向けた遺骨収容と鑑定体制づくり、組織としての対応の各項目について提言をいただいた。

遺骨収容については、遺骨調査の段階でも遺骨鑑定人による鑑定と検体の持ち帰りを実施するなど、できる限り遺骨収容・鑑定プロセスの迅速化に努めること、また、組織としての対応については、関係国との協議等が必要となった場合に、速やかに外務省と緊密に連絡して対応し、協議等の内容と対応の経緯を文書で正確に記録することなどを、両チームの報告書に加えて提言いただいた。

## 第2章 見直しの具体的内容

有識者会議からの意見等を踏まえ、遺骨収集事業のガバナンスの強化等を図るとともに、収容・鑑定のあり方を見直し、科学的所見への適切な対応を行う。

### 第1 ガバナンスの強化（情報共有・管理体制の整備）、情報公開

有識者会議からの意見を踏まえ、今般と同様の事例の再発を防止するため、以下のように取り組むこととする。

#### ① 科学的所見への適切な対応

- 厚生労働省社会・援護局の組織体制の強化
  - ・ 社会・援護局に戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンター（仮称）を設置し、外部専門家も登用することにより、遺骨鑑定に係る知見・情報等を一元的に管理し、厚生労働省として科学的な鑑定を行う体制を段階的に整備する。（令和2年度中の事実上の業務の開始と令和3年度からの組織の設置を目指す。）
- 社会・援護局に「遺骨収集事業統括チーム」を設置
  - ・ 令和元年10月に、遺骨収集事業の統括、企画及び進捗の管理を徹底するため、社会・援護局に担当審議官を長とする「遺骨収集事業統括チーム」を設置した。
  - ・ 社会・援護局援護企画課が事務局となり、同チームにおける会合を定期的に開催し、事業課等の業務の進捗管理を実施する。
- 外部専門家の登用
  - ・ 外部の専門家を社会・援護局へ登用する。
- 遺骨収集に関する研修の強化
  - ・ DNA鑑定を直接担当する職員に加えて、遺骨収集に携わる職員に対し、専門家からの研修を実施する。
  - ・ 現地での収集方法についての研修や遺族の思いを聞くことなど、遺骨収集に関する研修内容を充実する。
  - ・ 研修の実施回数を増加。（年度途中で採用された者への速やかな研修の実施。）
  - ・ 研修の再受講を希望する職員への参加機会の確保。

#### ② 担当部署職員としての責任を持った対応

- 担当の事務の明確化

- ・ 令和2年4月から、所属集団の鑑定を、社会・援護局の事務として正式に位置付けた。
  - 幹部職員の遺骨収集等への参加
    - ・ 社会・援護局（援護）の幹部職員等は、少なくとも年に1回は、遺骨収集、現地調査又は慰霊巡拝等に参加し、実務経験を積むとともに、遺族と接し、遺族の心情をより一層理解するよう努める。
- ③ 問題を指摘された場合の情報共有の徹底
  - 適切な引継ぎ及び情報共有の実施
    - ・ 担当者の異動の際の適切な引継ぎに加え、「遺骨収集事業統括チーム」における会合の定期的な開催により、ネガティブ情報を含めた重要課題を、局内で日常的に共有する。また、同チームにおいて、各職員が適切に引継ぎを行ったかを確認する。
- ④ 不都合な問題の引継ぎ、公表
  - ネガティブ情報の報告、共有
    - ・ 「遺骨収集事業統括チーム」における会合の定期的な開催により、ネガティブ情報を含めた重要課題を、局内で共有する。また、同チームにおいて、各職員が適切に引継ぎを行ったかを確認する。（再掲）
    - ・ 注意を要する事案が発生した場合には、インシデント・アクシデントレポートを作成し、同チームに報告する。
    - ・ 有識者会議を定期的開催し、ネガティブ情報を含めた事業の実施状況を報告する。
- ⑤ 情報公開
  - 有識者会議への報告
    - ・ 有識者会議を定期的開催し、ネガティブ情報を含めた事業の実施状況を報告する。（再掲）
  - DNA 鑑定人会議の詳細な議事要旨の公表
    - ・ DNA 鑑定人会議の議事について、詳細な議事要旨を公表する。
- ⑥ チェック体制の構築
  - 社会・援護局に「遺骨収集事業統括チーム」を設置（再掲）
    - ・ 令和元年10月に、遺骨収集事業の統括、企画及び進捗の管理を徹底するため、社会・援護局に担当審議官を長とする「遺骨収集事業統括チーム」を設置した。
    - ・ 社会・援護局援護企画課が事務局となり、同チームにおける会合を定期的開催し、事業課等の業務の進捗管理を実施する。
  - 有識者会議の役割の明確化（名称変更）
    - ・ 令和元年10月に、有識者会議の事務を援護企画課に移管した。また、遺骨収集事業全般に関し外部の有識者の意見をいただく場として、令和2年4月に、有識者会議の名称を「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」から「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」に変更し、有識者会議の役割を明確にした。

- ⑦ リスクの予想と不測の事態への対応
- 偶発事象に適切に対応するためのコンティンジェンシープランの策定(別添)
    - ・ 偶発事象に適切に対応するためのコンティンジェンシープランを策定し、同プランに基づき、適切に対応する。
  - 社会・援護局に「遺骨収集事業統括チーム」を設置(再掲)
    - ・ 令和元年10月に、遺骨収集事業の統括、企画及び進捗の管理を徹底するため、社会・援護局に「遺骨収集事業統括チーム」を設置した。
    - ・ 社会・援護局援護企画課が事務局となり、同チームにおける会合を定期的に行い、事業課等の業務の進捗管理を実施する。

## 第2 収容・鑑定のある見直し(科学的所見への適切な対応)

遺骨収集事業は、遺族の心情を第一に考えるとともに、専門的な知見を踏まえ、遺骨の収容から鑑定まで、厚生労働省が統一的に責任を持って進めることが重要である。具体的には以下のように実施する。

なお、特に遺骨収容に関して、相手国との関係で、以下のプロセスにより難しい場合が考えられるが、その場合においても、可能な限り、以下のプロセスに沿って対応する。

### (1) 今後の遺骨収容のプロセス

今後の遺骨収容については、以下の点を見直して実施する。

#### (収容前のプロセス)

- ・ 埋葬地資料又は海外公文書館の資料や、現地での証言等の手掛かり情報に基づき、綿密な調査を行い、必要に応じて専門家の意見も聞くなど、科学的・専門的な知見も踏まえ調査結果を確実に分析した上で、現地政府等と協議し、遺骨収容場所を決定する。
- ・ 遺骨収集団員に対する収容方法等の事前の説明についても徹底する。

#### (現地での収容作業)

- ・ 埋葬地等の周囲の状況や埋葬状況等について必ず写真撮影を行うなど、判断の根拠となる情報を正確に残しながら収容作業を行う。
- ・ 遺骨の形質について、現地の鑑定人に加え日本側の遺骨鑑定人が形質鑑定を行い、年齢や性別について矛盾がなく、モンゴロイド(アジア系)と判定できるか確認を行う。形質鑑定において、現地住民等や交戦国の兵士等と判定した場合には、遺骨は日本に持ち帰らない。
- ・ 埋葬地資料又は海外公文書館の資料や、現地での証言等の手掛かり情報、さらには埋葬の状況、遺留品等の状況等を踏まえ、日本人の遺骨である蓋然性について総合的に判断し、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体(遺骨の一部)を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管する。(これまでと異なり、科学的鑑定を終えるまでは焼骨を行わない。)遺留品等から現地住民等と判定できる場合には、遺骨は日本に持ち帰らない。



- ※ 歯、四肢骨及び側頭骨の錐体部（以下「検体採取部位」という。）が無い場合は、遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位か判断できるものから判断して遺骨を検体として持ち帰る。
- ・ 現地での保管の際は、遺骨の尊厳を保つことが可能な、安全で環境のよい場所で保管する。
- ・ 遺骨の収容に際し、個別の遺骨について、収容状況等を写真撮影し、記録する。また、収容時の判断の根拠等について、写真も含め、作成する報告書に遺漏なく記載する。
- ・ なお、同行する遺族等の心情を踏まえ、現地において慰霊の場を設ける。

(送還プロセス)

- ・ 遺骨の形質の鑑定や遺留品等により日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定された場合に検体のみを送還する。
- ・ 検体部位の決定は遺骨鑑定人が行うこととし、以下の部位を検体とする。
  - ① 個性がある場合
    - (i) 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地
      - (ア) 検体採取部位がある場合
        - ・ 歯に加え、四肢骨又は側頭骨錐体部のいずれか
        - ※ 状態の悪いものについては南方等戦闘地域に準じて取り扱う。
      - (イ) 検体採取部位がない場合
        - ・ 遺骨鑑定人が適当と判断する部位（緻密な骨）
        - ※ どの部位か判断できるものから遺骨鑑定人が判断する。
    - (ii) 南方等戦闘地域
      - (ア) 検体採取部位がある場合
        - ・ 検体採取部位の全て
        - ・ 鑑定の優先順位は、①歯、②四肢骨又は側頭骨錐体部とする
      - (イ) 検体採取部位がない場合
        - ・ 遺骨鑑定人が適当と判断する部位（緻密な骨）
        - ※ どの部位か判断できるものから遺骨鑑定人が判断する。
  - ② 個性がない場合（集団埋葬等）
    - (ア) 検体採取部位がある場合
      - ・ 検体採取部位の全て及び最小個体数（同側同部位の遺骨の数など）を判断した部位
      - ※ 検体数は、最小個体数を勘案して遺骨鑑定人が判断する。
    - (イ) 検体採取部位がない場合
      - ・ 遺骨鑑定人が適当と判断する部位（緻密な骨）及び最小個体数を判断した部位
      - ※ 検体数は、最小個体数を勘案して遺骨鑑定人が判断する。
      - ※ どの部位か判断できるものから遺骨鑑定人が判断する。
- ・ 日本での DNA 鑑定等による所属集団の判定により日本人の遺骨であると判定された

遺骨については、現地焼骨の上、日本へ送還する。

- ・ 遺骨を送還後、日本において遺骨引渡式等の慰霊の場を設ける。

## (2) 今後の遺骨鑑定のプロセス

今後の遺骨鑑定については、次のように実施する。また、所属集団判定のための DNA 鑑定と並行して、現在と同様に、身元特定のための専門家による会議（現行の DNA 鑑定人会議）において身元特定のための DNA 鑑定結果について議論する。

(WEB 上のデータベースを参照した DNA 分析及び次世代シーケンサによる SNP 分析)

- ・ 従来の身元特定のための DNA 分析と同様に、STR 型<sup>1</sup>を基本とした分析を行う（Y-STR、ミトコンドリア DNA など）。  
※ 現在身元特定のための DNA 鑑定を実施している鑑定機関において実施
- ・ 国際的に利用されている WEB 上のデータベース<sup>2</sup>を参照し、分析の結果を以下のとおり分類する。

(I) 日本人の遺骨であると判定される（以下の条件も併せて満たすとき）

- ① DNA 鑑定により埋葬地又は集団として日本人の埋葬地又は集団である場合
- ② 埋葬名簿や部隊記録等から日本人以外が含まれていない場合
- ③ DNA の型が日本に多く分布する型である場合

(II) 日本人の遺骨である可能性が低い

(III) 判定不可（日本人の可能性はあるが判定される条件を満たさないものを含む。）

⇒次世代シーケンサ<sup>3</sup>による SNP<sup>4</sup>分析を実施して日本人の遺骨であるかを判定。

- (i) 日本人の遺骨であると判定される
- (ii) 日本人の遺骨である可能性が低い
- (iii) 判定不可

(所属集団判定のための専門家による会議及び対応)

- ・ WEB 上のデータベースを参照した DNA 分析や次世代シーケンサによる SNP 分析の結果は、所属集団判定のための専門家による会議で議論した上で、日本人の遺骨であるかの判定を行い、以下の対応とする。
  - ① 日本人の遺骨であると判定される場合（I、III（i））

<sup>1</sup> Short Tandem Repeat：短鎖反復配列。2 個から 5 個程度の一定の塩基配列が反復している箇所があり、個人個人の違いが現れる。

<sup>2</sup> Y-STR：YHRD (<https://yhrd.org/>)、ミトコンドリア DNA：MITOMASTER (<https://www.mitomap.org/MITOMAP>) 又は EMPPOP (<https://empop.online/>)

<sup>3</sup> (Next Generation Sequencer：NGS)：新たな DNA 配列の読み取り技術を用いた装置で、短時間で大量の DNA 配列を読み取ることが可能である。

<sup>4</sup> SNP (Single Nucleotide Polymorphism)：1 塩基多型。DNA の塩基配列における 1 塩基の違いで、ある集団において 1% の頻度で出現しているとき、その塩基配列の違いを多型と呼ぶ。

現地で保管している他の部位の遺骨について、現地で焼骨・慰霊を実施した上で日本に持ち帰る。

② 日本人の遺骨である可能性が低い場合（Ⅱ、Ⅲ（ii））

相手国に協議した上で検体を原則返還する。

③ 次世代シーケンサによる SNP 分析を経ても判定不可の場合（Ⅲ（iii））

同会議において、DNA 鑑定や形質鑑定の結果・埋葬資料・遺留品等を総合的に勘案して議論した上で、①又は②の対応とする。

（個性のない破片状の遺骨の取扱い）

- ・ 遺留品等の状況から日本人の蓋然性は高いが、遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位の遺骨か判断できない破片状の遺骨のみの場合については、DNA の抽出ができないため、遺族の心情を踏まえて、現地で焼骨する。
- ・ なお、どの程度の状態の遺骨を鑑定するかについては、今後、DNA の抽出状況を踏まえて見直していくことも検討していく。

### 第3 見直しを実施するための体制の整備

第1及び第2の見直しを厚生労働省が統一的に責任を持って実施するため、以下の体制整備等を行う。

（戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンター（仮称）の設置）

- ・ 令和2年4月から、所属集団の鑑定を、社会・援護局の事務として正式に位置付けた。（再掲）
- ・ 社会・援護局に戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンター（仮称）を設置することとし、外部専門家も登用することにより、遺骨鑑定に係る知見・情報等を一元的に管理し、厚生労働省として科学的な鑑定を行う体制を段階的に整備する。（令和2年度中の事実上の業務の開始と、令和3年度からの組織の設置を目指す。）（再掲）
- ・ 鑑定体制について、早急な鑑定ができるよう体制を整備する。当面は、国と大学などの研究機関とが分担して実施する。
- ・ 技術の進歩や戦没者遺骨の鑑定における課題等を、継続的に評価し、鑑定方法の見直しを行うため、専門家による技術評価や助言を行う体制も必要であり、このための会議体を設ける。
- ・ 遺骨の身元特定を行う DNA 鑑定に用いるデータと同じデータを、遺骨から所属集団を判定するための DNA 鑑定でも利用することとなること等も踏まえ、身元特定のための鑑定に協力する大学等の機関の拡充についても検討を行う。
- ・ 米国等との情報交換や技術協力も視野に入れるとともに、次世代シーケンサによる SNP 分析や同位体比分析など新しい技術についても積極的に研究、活用していく。

（形質鑑定の専門家の人材育成など収容体制の強化）

- ・ 形質人類学などこの分野に精通した人材が日本には多くないため、長期にわたる課

題ではあるが、遺骨収容に関わる人材の研修を行い専門性を高めるなど、人材育成を行っていく。

- ・ 検体とする部位の判断を的確に行うため、DNA 抽出の結果（可否）については、その都度、遺骨の形質鑑定の専門家に情報共有を行うこととする。

(所属集団の判定の手法等)

- ・ 遺骨の鑑定については、様々な分析技術の研究が進められていることを踏まえ、信頼性、実用可能性等の観点から、適切な技術を選択、活用し判定を行う。そのため、各分析技術の特性（仕組み、確度、コスト等）を踏まえ定期的に鑑定方法の見直しを行うことや必要に応じて複数の分析技術を組み合わせる。また、生化学的な分析技術だけでなく、従来からの史料、証言等との組み合わせも活用する。
- ・ 次世代シーケンサによる SNP 分析は、これまで戦没者の遺骨を用いて実施した例がないことから、実施した結果を踏まえて、分析方法等を見直しながらか活用していく。
- ・ 安定同位体比分析は、所属集団の判定に関して安価に実施できる可能性があることから、実用化に向けた研究を行っていく。また、放射性同位体比分析は、生存年代推定が実施できることから、必要に応じて、古墓由来の遺骨等とのスクリーニングに活用する。

(DNA 鑑定や遺骨収集に関する職員研修の実施・強化) (再掲)

- ・ DNA 鑑定を直接担当する職員に加えて、遺骨収集に携わる職員に対し、専門家からの研修を実施する。
- ・ 現地での収集方法についての研修や遺族の思いを聞くことなど、遺骨収集に関する研修内容を充実する。
- ・ 年度途中で採用された者への研修を速やかに実施するため、研修の実施回数を増加させるとともに、研修の再受講を希望する職員の参加機会を確保する。

おわりに

先の大戦においては、数多くの方々が祖国を思い、愛する家族を案じながら、戦場に斃れ、あるいは戦後、遠い異郷の地でお亡くなりになった。今日の我が国の平和と繁栄が、戦没者の方々の尊い犠牲の上に築かれたものであることを決して忘れてはならない。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成 28 年法律第 12 号）により、戦没者遺骨収集の推進は国の責務とされ、平成 28 年度から令和 6 年度が遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間と定められている。

今般、遺骨収集事業において、日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘されながら、長年に渡り適切な対応が行われてこなかったことについて、深く反省するとともに、二度と繰り返さないという強い信念の下、遺骨収集の方法等の改善に努め、事業実施体制を抜本的に見直す。

本とりまとめに基づき、一柱でも多くの御遺骨を、一日も早くふるさとに、そして御遺族の元にお返しすることができるよう、遺骨収集事業に取り組む。

## 基本的な考え方

- **コンティンジェンシー・プラン**とは、事業やプロジェクトにおいて生ずる可能性のある偶発的なリスクに対して、それが顕在化した場合に対応できるよう、**事前に定めておく対応策や行動手順**のことである。
- 遺骨収集有識者会議の調査チーム報告書を踏まえ、**「遺骨収集事業におけるコンティンジェンシー・プラン」を策定する**。事業の段階ごとのリスクを洗い出し、想定される事案ごとに順次マニュアルを策定する。
- **想定外の事態が生じた場合は、担当課にて情報収集を行うとともに、社会・援護局「遺骨収集事業統括チーム」に速やかに報告し、同チームにて事案の分析や影響・関係者の範囲の確認、対応方針の検討を行う**。その後、**速やかに、省内幹部に報告の上、適切に対応する**。（具体的には下記のプロセスに従って対応。）
  - ・担当課
    - 統括チームに事案の発生を報告。また、事案の原因及び影響・関係者の範囲について情報を随時収集し、統括チームに報告。
  - ・統括チーム（担当課からの最新の報告内容を踏まえ随時判断）
    - 担当課からの報告を受け、内容を確認し対応方針の検討を行った上で、省内幹部への報告を行うとともに、担当課に対し、事案への対応や被害拡大の防止等に必要な指示を行う。

例	社会・援護局等の対応（案）
1 現地において、大規模災害、テロ及び社会インフラの停止、感染症の流行等が発生したため、遺骨収集が困難となるケース	（収集団派遣前の場合） ・外務省海外安全情報及び感染症危険情報などを確認のうえ、厚生労働省は、関係省庁と協議し派遣の適否を判断。収集団員の安全確保が困難な場合など活動困難と認められる場合は中止又は延期。 （収集団派遣後の場合） ・現地の状況や収集団員の安否を確認。収集した情報は全て団長を通じて厚生労働省本省及び推進協会等に連絡。 ・収集団員の安全確保が困難な場合など活動の継続が困難と認められる場合は、以後の活動は中断、中止。 ・それまでに収容した遺骨については現地保管するため、保管場所を調整。 ・厚生労働省本省や大使館等の指示のもと、日本へ帰還。
2 現地において、収集団や作業員のいずれかに重篤な事故が発生し、死亡又は重傷等が発生したケース	・事業を中断し、本人の症状や被害の程度を的確に把握。必要な応急措置を講じた上で、発病・負傷者については、現地の医療機関を受診させる。 ・現地の大使館等に連絡するとともに、厚生労働省本省及び推進協会等に連絡。また、必要な範囲で団長から団員に伝える。 ・死亡の場合は、事業は中止。現地の関係機関に連絡し、事後の措置について協議。 重傷等の場合は、厚生労働省本省と協議の上で、団長が再開か中止を判断。 ・それまでに収容した遺骨については現地保管するため、保管場所を調整。
3 想定外の事由により、日本人以外の遺骨が混在しているとの指摘があったケース	（収集作業中の段階） ・相手国や現地住民からの指摘について、団長を通じて厚生労働省本省及び推進協会等に連絡。 ・速やかに関係省庁に連絡し、対応策を検討。 ・収容場所の決定に当たっての事前調査の内容を精査するとともに、指摘の内容を分析。 （鑑定作業中の段階） ・所属集団の推定のための専門家による会議で議論した上で、日本人の遺骨である可能性が低いと判断された場合、相手国と事前の取り決めに従い、関係省庁を通じ、返還に向けた協議を速やかに開始。

# 今後の遺骨収容・鑑定のプロセス

埋葬地資料又は海外公文書館の資料や、現地での証言等を精査し、その結果に基づき遺骨を収容

現地及び日本の遺骨の形質の専門家(遺骨鑑定人)により実施

埋葬地資料又は海外公文書館の資料、現地での証言等の手掛かり情報、さらには埋葬の状況、遺留品等の状況を踏まえ、総合的に判断する。(判断の根拠等について、写真も含め、作成する報告書に明確に記録する。)

遺骨の収容

遺骨の形質の鑑定

年齢や性別において矛盾なく、モンゴロイド(アジア系)と判定or判定不能(判定に迷う場合)

日本人の遺骨である蓋然性の確認

遺留品等があり、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定(鑑定人等が直接又は写真等により確認)

検体のみを持ち帰り(未焼骨)

※検体以外の部位は現地で保管

DNA分析(STR型の分析を基本)

※常染色体STR型、Y染色体STR型、ミトコンドリアDNA型を分析  
※データベースの参照に必要なDNA型が検出できない場合は、次世代シーケンサによるSNP分析や専門家による総合的な判断を検討  
※現在身元特定のためのDNA鑑定を実施している鑑定機関において実施

現地住民等や交戦国の兵士等と判定

遺留品等から、現地住民等と判定

遺骨は持ち帰らない

- ※以下の条件を満たすもの
- ・DNA鑑定により埋葬地又は集団として日本人の埋葬地又は集団であると推定される。
- ・埋葬名簿や部隊記録等から日本人以外が含まれていない。
- ・DNA鑑定の結果、日本に多く分布する型である。

※身元特定のためのDNA鑑定も並行して実施

WEB上のデータベースを参照し所属集団を推定

日本人の遺骨であると判定

判定不可

日本人の遺骨である可能性が低い

所属集団判定のための専門家による会議

次世代シーケンサによるSNP分析で所属集団の推定

日本人の遺骨であると判定

判定不可(日本人の遺骨である可能性はあるが確実といえないもの、DNAデータが取れないもの)

日本人の遺骨である可能性が低い

身元特定のための専門家による会議(DNA鑑定人会議)

専門家による総合的な判断

※DNA鑑定や形質鑑定の結果・埋葬資料・遺留品等を総合的に勘案し判断

日本人の遺骨であると判定

日本人の遺骨である可能性が低い又は判定不可

現地で焼骨・慰霊を行った上で、検体以外の部位を日本に持ち帰り

相手国と協議した上で原則返還

身元が特定できた遺骨

身元が特定できなかった遺骨

遺族に返還

千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨(検体は未焼骨で厚労省に保管)

# 戦没者慰霊事業の概要

令和2年7月

厚生労働省 社会・援護局



## 1 全国戦没者追悼式の挙行

先の大戦による戦没者を追悼し、平和を祈念するため、毎年8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とされ、政府主催により、天皇皇后両陛下御臨席のもとに「全国戦没者追悼式」を日本武道館で挙行しています。

この式典には戦没者御遺族をはじめ内閣総理大臣、衆議院・参議院両院議長、最高裁判所長官のほか各界代表の方々が多数参列されます。



## 2 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式の挙行

毎年5月下旬(※)、厚生労働省主催により、海外(硫黄島を含む)から持ち帰られた戦没者の御遺骨のうち、御遺族に引き渡すことのできない御遺骨を東京都千代田区にある「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」に納骨し、併せてこの墓苑に納められている御遺骨に対して拝礼を行う「千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式」を皇族御臨席のもとに挙行しています。(※令和2年度は中止致しました)

なお、これまでの納骨数は約37万柱となっています。



## 3 遺骨収集の実施

海外(硫黄島、沖縄を含む)での戦没者約240万人の遺骨収集は、昭和27年度から南方地域で開始されました。その後、平成3年度からは旧ソ連地域での抑留中死亡者について、さらに平成6年度からはモンゴル地域での抑留中死亡者についても遺骨収集を実施しています。

さらに、平成15年度からは、御遺骨を御遺族のもとへ可能な限り引き渡すため、DNA鑑定を実施しています。

陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると、これまでに約 128 万柱の御遺骨を収容していますが、戦後 70 年余りが経過し、戦友等から提供される遺骨情報が減少しています。このため、平成 18 年度以降、民間団体等の協力を得た未送還遺骨の情報収集や、海外の公文書館での資料調査を強化してきました。

こうした中、平成 28 年 3 月に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 12 号）が成立しました。戦没者の遺骨収集が国の責務と位置づけられたほか、令和 6 年度までの期間を遺骨収集施策の集中実施期間とすることや、関係行政機関と連携協力を図ることが規定され、同年 5 月には「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。また、同年 8 月には、戦没者の遺骨に関する情報収集や遺骨収集を行う者として一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を指定し、同協会とともに遺骨収集を実施しています。



遺骨収容（ザバイカル地方）



遺骨収容（マリアナ諸島）

#### 4 慰霊巡拝と戦没者慰霊碑の建立

厚生労働省では、旧主要戦域や遺骨収集を実施できない海域で戦没者を慰霊するため、昭和 51 年度から慰霊巡拝を計画的に実施しています。また、旧ソ連とモンゴル地域では、抑留中死亡者の埋葬地等を訪れる慰霊巡拝を実施しています。

さらに、戦没者遺児が旧戦域の人々と戦争犠牲者の御遺族という共通の立場で交流し相互の理解を深め、今後の慰霊事業の円滑な推進を図るため、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行う慰霊友好親善事業を平成 3 年度から実施しています。

厚生労働省では、戦没者への慰霊と平和への思いを込めて、昭和 45 年度以来、硫黄島と海外 14 か所に戦没者慰霊碑を建立しました。旧ソ連地域については、埋葬地のある地方毎に小規模な慰霊碑を順次建立しています。



現地慰霊（東部ニューギニア）



現地慰霊（ハバロフスク地方）

## 戦没者慰霊碑建立状況

慰霊碑の名称	建 立 地	竣工年月日
硫黄島戦没者の碑	東京都小笠原村硫黄島	昭 46.3.26
比島戦没者の碑	フィリピン共和国 ラグナ州カリラヤ	昭 48.3.28
中部太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国（自治領） 北マリアナ諸島サイパン島マツピ	昭 49.3.25
南太平洋戦没者の碑	パプアニューギニア独立国 東ニューブリデン州ラバウル市	昭 55.9.30
ビルマ平和記念碑	ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン市	昭 56.3.28
ニューギニア戦没者の碑	パプアニューギニア独立国 東セピック州ウエワク市	昭 56.9.16
ボルネオ戦没者の碑	マレーシア ラブアン市	昭 57.9.30
東太平洋戦没者の碑	マーシャル諸島共和国 マジュロ島マジュロ	昭 59.3.16
西太平洋戦没者の碑	パラオ共和国 ペリリュー州ペリリュー島	昭 60.3.8
北太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国 アラスカ州アッツ島（アリュージェンタ島）	昭 62.7.1
第二次世界大戦慰霊碑	インドネシア共和国 パプア州ビアク島パライ	平 6.3.24
インド平和記念碑	インド マニプール州インパール市ロクバチン	平 6.3.25
日本人死亡者慰霊碑	ロシア連邦 ハバロフスク地方ハバロフスク市	平 7.7.31
樺太・千島戦没者慰霊碑	ロシア連邦 サハリン州（樺太）スミルヌイフ	平 8.11.1
日本人死亡者慰霊碑	モンゴル国 ウランバートル市	平 13.10.15



硫黄島戦没者の碑



比島戦没者の碑



中部太平洋戦没者の碑



南太平洋戦没者の碑



ビルマ平和記念碑



ニューギニア戦没者の碑



ボルネオ戦没者の碑



東太平洋戦没者の碑



西太平洋戦没者の碑



北太平洋戦没者の碑



第二次世界大戦慰霊碑



インド平和記念碑



日本人死亡者慰霊碑（ロシア）



樺太・千島戦没者慰霊碑



日本人死亡者慰霊碑（モンゴル）

# 遺骨収集事業の概要



厚生労働省社会・援護局

令和2年7月

## ○ 厚生労働省が実施する遺骨収集事業

厚生労働省が担う援護行政は、終戦に伴う引揚者対策に始まり、その後、戦傷病者及び戦没者遺族等の援護などの問題に対応しつつ、種々の変遷を経て、今もなお、戦争によって残された問題の解決に取り組んでいます。その一環として先の大戦による戦没者の遺骨収集事業を国の責務として実施しています。

### ・ 地域別戦没者遺骨収容概見図

令和元年度末時点での各地域の遺骨収容状況は、以下の通りです。



海外戦没者（硫黄島、沖縄を含む）は約240万人にのぼります。令和元年度末の時点で未収容の御遺骨約112万柱のうち、約30万柱が沈没した艦船の御遺骨で、約23万柱が中国等、相手国・地域の事情により収容困難な状況にあります。これらを除く約59万柱の御遺骨を中心に、戦友等からの情報や海外公文書館から得られた情報を元に、具体的な埋葬場所の所在地を推定し、現地調査や遺骨収集を推進してまいります。

## ・ 遺骨収集事業の推移

昭和 27 年度以来、厚生労働省では海外（硫黄島、沖縄を含む）での遺骨収集を実施しています。

第 1 次計画  
(昭和 27 年～32 年)

旧主要戦域となった各地を船舶等で巡航して実施し、もっぱら戦没者の御遺骨の一部を「象徴遺骨」として收容しました。

第 2 次計画  
(昭和 42 年～47 年)

第 1 次計画後も、遺族や戦友による独自の遺骨収集活動が継続され、また、旧戦域の各国における地域開発が進むにつれ、御遺骨が発見されたとの情報が多く寄せられるようになりました。こうした状況を踏まえ、第 2 次計画（6 年計画）により、航空機の利用や現地住民を雇用した遺骨収集を実施しました。

第 3 次計画  
(昭和 48 年～50 年)

昭和 47 年に元日本兵・横井庄一氏が救出されたことにより、遺骨収集への国民の関心が高まりました。こうしたこと等を受け、遺骨収集の更なる充実強化を図る第 3 次計画（3 年計画）により、集中的に遺骨収集を実施しました。

昭和 51 年～平成 17 年

第 3 次計画までに相手国の事情等で御遺骨を收容できなかった地域のうち、新たに收容が可能になった地域等を中心に、継続的な遺骨収集を実施しました。

平成 18 年～現在

遺骨情報の減少等により、收容が困難になりつつあったため、平成 18 年度からは民間団体等の協力を得て海外未收容遺骨の情報収集を開始し、それに基づく遺骨収集を実施しました。

平成 28 年～  
法律による  
新たな取組

平成 28 年度に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 12 号）が成立し、国の責務として、令和 6 年度までを集中実施期間とする新たな取組を開始しました。平成 28 年 8 月には、同法に基づき厚生労働大臣が、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を指定法人とし、以降、同協会とともに遺骨収集を実施しています。

## ・ 戦没者遺骨の年度別收容状況

政府派遣による戦没者遺骨の收容状況は、以下の通りです。

年 度	平成19年度 まで	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	合計 (単位：柱)
遺骨収集柱数	314,592	2,038	8,965	8,097	1,983	1,223	2,521	1,437	1,054	886	939	836	407	344,978



ロシア（ハバロフスク地方）



硫黄島

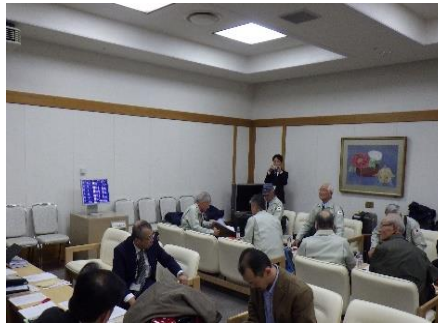
## ・ 遺骨収集の一般的な流れ

### ① 事前準備

- ・ 御遺骨の所在情報に基づき、収集場所を決定
- ・ 関係国や現地の行政府等と調整
- ・ 派遣団体と打合せ

※ 遺骨収集の前に現地調査も行います。

### ② 結団式



出発前に派遣団員と打合せを行います。

### ③ 現地行政府への表敬訪問と打合せ



相手国政府や現地の関係機関の協力を得るため打合せを行います。

### ④ 遺骨収集

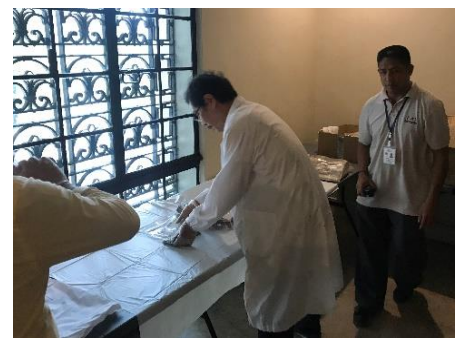


現地作業員と協力して収容作業を行います。



派遣団員によって1柱ずつ丁寧に御遺骨を収容します。

### ⑤ 遺骨鑑定



日本と現地の双方の遺骨鑑定人により、日本人の御遺骨である蓋然性を確認するために慎重に御遺骨の形質鑑定を行います。

### ⑥ DNA鑑定のための検体採取



御遺骨の一部をDNA鑑定用の検体として日本に持ち帰り、所属集団の判定を行います。科学鑑定を終えるまでは、検体以外の部位は現地で丁寧に保管します。

### ⑦ 御遺骨の送還



日本でのDNA鑑定の結果、日本人の御遺骨であると判定された御遺骨については、再度現地に行き、慰霊のため御遺骨を焼骨し、追悼式を行い、日本に送還します。

### ⑧ 遺骨引渡式



派遣団から厚生労働省職員へ御遺骨が渡されます。

### ⑨ 身元特定のためのDNA鑑定と千鳥ヶ淵戦没者墓苑への納骨

DNA鑑定の結果、身元が特定された場合は、御遺族に御遺骨をお返しします。  
身元が特定できず、引取り手のない御遺骨は、「国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑」に納骨します。

## ○ DNA鑑定について

平成15年度から戦没者の御遺骨を御遺族へお返すため、国（厚生労働省）の費用負担で身元特定のためのDNA鑑定を開始しました。遺留品等の手掛かり資料から御遺族が推定できる場合にDNA鑑定を行っています。このDNA鑑定は、専門家で構成される「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において実施しています。

※ 長期間経過した御遺骨では、DNAの損壊が著しく、DNAが抽出できない場合等があります。

### ・ 身元特定のためのDNA鑑定の一般的な流れ

① 相手国等から提供された埋葬地情報等を元に遺骨収集を行った後、御遺族へDNA鑑定のご案内をします。



② 御遺族が御遺骨とのDNA鑑定の希望する場合、検体採取キットを送付し、DNAサンプルを提供いただきます。



③ 御遺骨と御遺族から提供されたDNAサンプルを、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」を構成する大学にお渡しし、DNA鑑定を行います。



検体採取キット（御遺族用）

④ 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」にて、DNA鑑定の結果について議論を行い、収集した御遺骨と御遺族の間に血縁関係があるかどうかを判定します。



⑤ 血縁関係が確認され、身元が特定された場合は、御遺族に御遺骨をお返します。



⑤ 身元が特定できない御遺骨は、「国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑」に納骨します。



・ 御遺族に御遺骨をお返しした数(令和元年度末時点)

	平成25年度まで	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	総計※
御遺族に御遺骨をお返しした数(柱)	1,343	68	41	41	20	50	22	1,585

※ DNA鑑定以外により判明し、御遺骨をお返しした数を含む。

・ 身元特定のためのDNA鑑定実施状況の状況(令和元年度末時点)

単位(件)

処理年度	①判明	①の内訳			②否定	②の内訳			①+②	①+②の内訳	
		a 旧ソ連地域	b その他	bの内訳		a 旧ソ連地域	b その他	bの内訳		旧ソ連地域	その他
平成15年度	8	8	0		0	0	0		8	8	0
平成16年度	47	47	0		24	6	18 沖縄 17 ソモン 1		71	53	18
平成17年度	157	157	0		36	36	0		193	193	0
平成18年度	168	168	0		245	245	0		413	413	0
平成19年度	149	149	0		187	184	3 沖縄 3		336	333	3
平成20年度	145	145	0		71	68	3 沖縄 3		216	213	3
平成21年度	86	84	2 硫黄島 1 PNG 1		76	76	0		162	160	2
平成22年度	46	43	3 フィリピン 1 PNG 1 沖縄 1		60	60	0		106	103	3
平成23年度	30	30	0		15	11	4 沖縄 4		45	41	4
平成24年度	32	30	2 硫黄島 1 サイパン 1		65	59	6 硫黄島 2 沖縄 3 ソロモン 1		97	89	8
平成25年度	68	64	4 PNG 1 沖縄 3		126	110	16 沖縄 16		194	174	20
平成26年度	65	65	0		125	125	0		190	190	0
平成27年度	43	43	0		93	53	40 沖縄 40		136	136	0
平成28年度	40	39	1 占守島 1		394	92	302 沖縄 301 サイパン 1		434	131	303
平成29年度	16	14	2 沖縄 1・占守島 1		50	34	16 沖縄 16		66	48	18
平成30年度	49	49	0		444	94	350 沖縄 350(4地域分 18、10地域分332)		493	143	350
令和元年度	25	23	2 トラック 2		232	70	162 ツバル 5、トラック 8 沖縄 50、タラワ 99		257	93	164
総計	1,174	1,158	16		2,243	1,323	920		3,417	2,481	936

※○①判明の数はDNA鑑定の結果、身元が特定された申請者(御遺族)及び御遺骨の数であり、②否定は身元が特定されなかった申請者(御遺族)の数である。

・ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨数(令和元年度末時点)

	平成25年度まで	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	納骨数総計※
納骨数(柱)	358,260	1,843	2,498	2,337	2,453	1,852	925	369,856

※ 納骨の後、DNA鑑定によって身元が特定され、千鳥ヶ淵戦没者墓苑から御遺骨をお出しし、御遺族にお返しした数等を除く。

- ・ DNA鑑定等に関する現在の主な取組の概要

[遺留品等がない御遺骨の身元特定のためのDNA鑑定]

沖縄については平成28年度から、遺留品等の手掛かり資料がない場合でも、御遺族にDNA鑑定を呼びかけることを試行的に実施しています。

また、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁においても、令和2年度から、遺留品等の手掛かり資料がない場合でも、御遺族にDNA鑑定を呼びかけることを試行的に実施しています。

[收容された御遺骨が日本人の御遺骨でない可能性があるとの指摘への対応]

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない御遺骨が收容された可能性が指摘されながら、適切な対応が行われてこなかったこと、それによって遺骨収集事業への信頼性を問われていることについては真摯に反省し、徹底的に調査した上で、改めて遺骨収集の実施体制の充実、強化を図っていきます。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の附帯決議に基づき設置された有識者会議の下に「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」をおき、これらDNA鑑定人会議において指摘のあった事例の御遺骨について、DNAから見た日本人である可能性の確認や、現地での骨の形質の鑑定の手続や判断が適切だったかどうかについての確認を行うとともに、日本人である可能性の確認方法の検討等を行っていただいたところであり、今後、これまでに收容した御遺骨のうち、検体が採取できた御遺骨であって、DNA鑑定人会議で身元特定のための鑑定を実施したが身元特定に至らなかった御遺骨や、鑑定を実施していない御遺骨も含め、日本人である可能性の確認を行うために必要な体制の確保を進めていきます。

#### お問い合わせ

○遺骨収集事業についてはこちら

厚生労働省社会・援護局事業課

東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-3595-2228

FAX : 03-3595-2229

※本パンフレットは厚生労働省ホームページにも掲載しております。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み > 戦没者遺族等への援護

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/index.html>

○遺骨収集事業に参加ご希望の方はこちら

一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会

東京都港区西新橋 1-5-11 11 東洋海事ビル 5 階

TEL : 03-3581-2755

FAX : 03-6206-1880

URL: <http://jarrwc.jp/>